

検討の基本的視点

○デジタル社会形成基本法案の基本理念:全ての国民がデジタル技術の恵沢を享受できる社会の実現等

○消費者教育が目指す自立した消費者(「被害に遭わない」+「より良い社会の発展に関与(消費者市民社会の形成)」)

※SDGsにも通じる

➡ 消費者教育としても、生活をより豊かにするためにデジタル技術の積極的な活用を促す視点が重要

デジタル化に対応した消費者教育

消費者教育として重点化すべき内容

- ①デジタルサービスの仕組みやリスクの理解
 - (i)インターネット上の取引における契約
 - (ii)デジタルサービス利用による個人情報の提供と広告表示
 - (iii)キャッシュレス決済の活用に伴う支出管理

- ②批判的思考力に基づく的確な判断

- ③デジタル技術を活用した情報の収集・発信

ライフステージに応じて
重点化すべき内容

- <幼児期～中学生期>
 - ・オンラインゲームの課金トラブル等
- <高校生期・成人期(特に若者)>
 - ・成年年齢引下げの影響
- <成人期(一般)>
 - ・保護者が子どものインターネット利用状況を把握し、話し合ってルール作り
- <成人期(特に高齢者)>
 - ・デジタル活用のメリット、安全・安心に利用するための注意点
 - ・基本的な使い方の習得

デジタル化を踏まえた消費者教育の
場や情報発信手法

- ・消費者一人一人の豊かな生活
- ・持続可能な社会の実現に資する

国における今後の課題

デジタル化に対応した消費者教育をデジタル技術も活用し、地方公共団体とともに以下のとおり一層推進すべき。

○各主体による消費者教育の取組の把握と連携の促進(団体情報バンクの構築、コーディネーターの活用等)

○担い手への支援・育成(分かりやすくシンプルな教材開発、最新のトラブル事例の提供、オンライン講座の推進等)

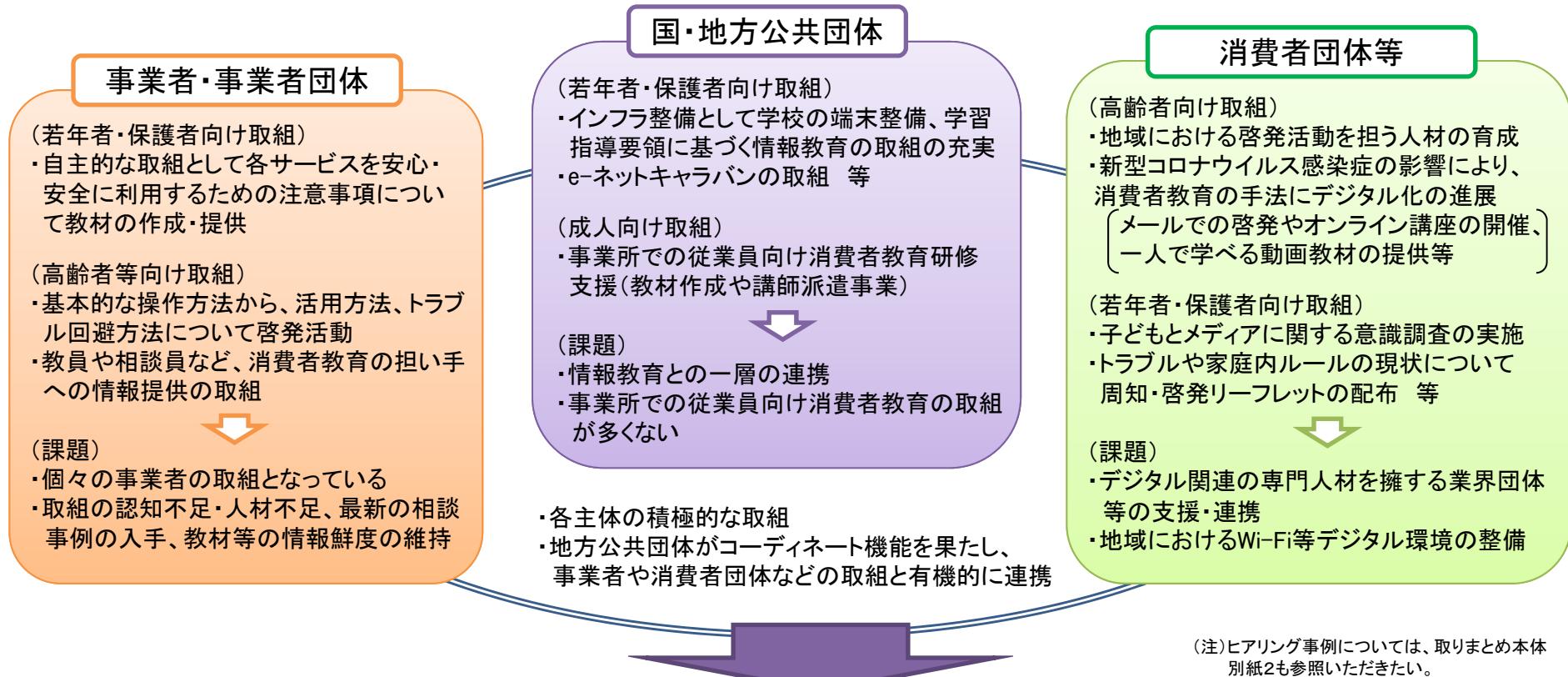
○誰一人取り残さないデジタル化のための支援(高齢者向け消費者教育を担うサポーターの育成支援等)

○デジタルメディアを活用した効果的な情報提供(SNSや動画の活用等)

※ スピード感を持った対応、デジタル化に対応した消費者教育の継続した検討が必要

(参考)各主体の取組の現状と課題(ヒアリング調査より)

分科会では、国のか、地方公共団体、民間事業者、消費者団体など幅広い主体からヒアリングを実施。各主体の取組の現状と課題を踏まえ、議論・取りまとめを行った。



(注)ヒアリング事例については、取りまとめ本体別紙2も参照いただきたい。

地域におけるデジタル化に対応した消費者教育の充実

(ヒアリングにより確認されたこと)

- 基本的な技術や情報モラルについては、学校教育における情報教育、ICTリテラシーに関する各種啓発活動(e-ネットキャラバン)等においても取り扱われている。 ⇒ 消費者教育として重点化すべき内容について前頁のとおり整理
- 国・地方公共団体、事業者、消費者団体等において関連する取組が実施されており、それぞれの内容は充実。しかし、現状は各主体の取組があまり認知されておらず、広がりが限定的。また、担い手支援や、デジタル化に取り残される層への支援等が課題。